

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則の俸給月額に
関する特例を定める規則

平成 22 年 3 月 29 日

達示第 11 号制定

第 1 条 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成 18 年達示第 21 号。以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。）に定める特定有期雇用教職員のうち、世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム又は最先端研究開発支援プログラム（以下「プログラム」という。）により雇用される特定拠点教員、特定職員（次条に定める特定職員を除く。）及び特定研究員の俸給月額の決定の際、特に必要と認める場合は、同規則第 9 条第 1 項本文、第 22 条第 1 項及び第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の範囲で 1 万円単位の額とすることができる。

(1) 特定拠点教員 400,000 円～2,200,000 円

(2) 特定職員 350,000 円～900,000 円

(3) 特定研究員 300,000 円～800,000 円

第 2 条 特定有期雇用教職員就業規則に定める特定有期雇用教職員のうち、プログラムにより雇用される特定職員において、その職務内容が相当高度な専門的知識及び実務経験を必要とする専門的業務に従事する場合の特定職員の俸給月額は、同規則第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、300,000 円とする。

2 前項に定める特定職員の俸給月額の決定の際、特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、300,000 円から 340,000 円までの範囲で 1 万円単位の額とすることができる。

附則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。